

— S A G A 2 0 2 4 基山町実行委員会 —

第 1 回輸送交通専門委員会

SAGA 2024

国スポ・全障スポ

新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日時：令和4年7月25日（月）15時から

場所：基山町役場2階203会議室

— 目 次 —

次 第	1
報告第1号 SAGA2024基山町実行委員会輸送交通専門委員会委員一覧	2
報告第2号 SAGA2024基山町開催推進計画	3～5
第1号議案 SAGA2024基山町輸送交通基本計画（案）	6～7
第2号議案 SAGA2024基山町消防防災・警備基本計画（案）	8
第3号議案 SAGA2024基山町輸送交通業務実施要項（案）	9～11
第4号議案 SAGA2024基山町消防防災・警備業務実施要項（案）	12～13
競技式典専門委員会のスケジュール	14
【資料】	
資料1 SAGA2024の概要	15～19
資料2 SAGA2024基山町開催基本方針	20
資料3 策定予定各種計画の体系図	21
資料4 SAGA2024基山町実行委員会会則	22～24
資料5 SAGA2024基山町実行委員会専門委員会規程	25～27

— 次 第 —

1 開 会

2 室長あいさつ

3 報告事項

報告第1号 S A G A 2 0 2 4 基山町実行委員会輸送交通専門委員会委員について

報告第2号 S A G A 2 0 2 4 基山町開催推進計画について

4 議 事

第1号議案 S A G A 2 0 2 4 基山町輸送交通基本計画（案）について

第2号議案 S A G A 2 0 2 4 基山町消防防災・警備基本計画（案）について

第3号議案 S A G A 2 0 2 4 基山町輸送交通業務実施要項（案）について

第4号議案 S A G A 2 0 2 4 基山町消防防災・警備業務実施要項（案）について

5 そ の 他

競技式典専門委員会のスケジュールについて

6 閉 会

SAGA2024基山町輸送交通専門委員会 委員一覧（名簿）

● 委員長

選出区分	所属機関・団体名	氏名
通信・輸送・交通関係	有限会社基山タクシー	西久保 忠良

● 副委員長

選出区分	所属機関・団体名	氏名
町	基山町まちづくり課	井上 信治

● 委員

選出区分	所属機関・団体名	氏名
競技関係	佐賀県卓球協会	寺町 國義
競技関係	佐賀県卓球協会	古賀 利昭
競技関係	佐賀県卓球協会	福田 浩久
安全対策関係	鳥栖・三養基地区消防事務組合 基山分署	内田 博久
安全対策関係	鳥栖警察署 基山交番	香月 拓郎
安全対策関係	基山町消防団	天本 博巳
安全対策関係	基山町補導員会	長野 郁生
通信・輸送・交通関係	九州旅客鉄道(株)基山駅	森田 政博
通信・輸送・交通関係	基山郵便局	田中 光一
町	住民課	毛利 博司
町	基山町定住促進課	山田 恵

SAGA2024基山町開催推進計画（案）

SAGA2024の成功に向け、町民の総力を結集し、本町を訪れる方々を温かいおもてなしの心でお迎えするとともに、スポーツの力で、人生を楽しくより豊かなものとし、だれもが健康でスポーツを楽しめる契機となる大会を目指し、SAGA2024基山町開催基本方針に基づきSAGA2024基山町開催推進計画を定めるものとする。

1 個別計画目標

(1) 総務企画関係

ア 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携を図り、スポーツを通じた交流や連携・協働が促進され活力あるまちづくりを推進する大会となるよう、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

イ 財務

県等と連携し、簡素・効率化を図りながらも、創意工夫を生かした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

ウ 広報

大会に対する町民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、歴史、文化、自然など本町の多彩な魅力を全国に発信する。

エ 町民運動

大会を盛り上げるため、町民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に参加する機運を醸成し、町民協働のまちづくりの推進につなげる。

オ 観光・接伴

選手・監督をはじめ本町を訪れる方々に、本町の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

(2) 競技式典関係

ア 競技

県等と緊密に連携し、大会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具については、効率的に整備する。

イ 式典

開始式及び表彰式は、選手等の負担にならないよう簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、心に残る式典とする。

ウ 施設

既存施設の有効活用を図るとともに、国民スポーツ大会開催基準要項の施設基準を踏まえながら、開催後の町民の利用も見据えた整備を行う。

(3) 宿泊衛生関係

ア 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者が最高のコンディションで活躍ができるよう、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

イ 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わる全ての方々の健康・安全を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(4) 輸送交通関係

ア 輸送交通

交通事業者等と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

イ 消防防災・警備

大会会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期するため、消防・警察その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年次計画

SAGA2024基山町開催推進年次計画(年度別業務一覧)は、次のとおりとする。また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

(別表)

SAGA2024基山町開催推進年次計画（年度別業務一覧）

年度	令和5年度(16年)	令和5年度(17年)	令和5年度(18年)	令和5年度(19年)	令和5年度(20年)	令和5年度(21年)		
団体関係	大会開催内定(H30)	日本スポーツ協会・文部科学省連携	大会開催決定	大会開催決定	リハーサル大会開催	SAGA2024開催		
主要行事	中央競技団体正副議長(H30→)	大会開催決定	大会開催決定	大会開催決定	リハーサル大会開催	SAGA2024開催		
準備組織			実行委員会設立前会 実行委員会前会議 新設企画専門委員会設立・開催	新設企画専門委員会開催 競技企画専門委員会設立・開催 競技企画専門委員会設立・開催 競技企画専門委員会設立・開催 大会実行本部設置・会議開催	リハーサル大会実行本部設置 リハーサル大会実行本部設置	大会実行本部設置		
総務企画 ①総務企画 ②財務 ③広報 ④市民運動 ⑤観光・接待	実行委員会設立の議決		開催基本方針策定	開催推進計画策定 リハーサル大会予算編成 大会経費予算編成 新設企画基本計画策定 協賛取組事項作成 協賛取組の推進 競技用品整備準備作成 競技用品整備 遺失物・盗難物取組準備作成 遺失物・盗難物取組実施 参加者加入準備作成 参加者加入	開催推進計画策定 リハーサル大会予算編成 大会経費予算編成 新設企画基本計画策定 協賛取組事項作成 協賛取組の推進 競技用品整備準備作成 競技用品整備 遺失物・盗難物取組準備作成 遺失物・盗難物取組実施 参加者加入準備作成 参加者加入	リハーサル大会実行本部設置 リハーサル大会実行本部設置	大会実行本部設置	
				広報基本計画策定 広報活動推進	広報基本計画策定 広報活動推進	リハーサル大会実行本部設置	大会実行本部設置	
				市民運動基本計画策定 市民運動推進 ボランティア募集準備作成 ボランティア募集実施 リハーサル大会ボランティア募集 研修会開催	市民運動基本計画策定 市民運動推進 ボランティア募集準備作成 ボランティア募集実施 リハーサル大会ボランティア募集 研修会開催	リハーサル大会実行本部設置	大会実行本部設置	
				観光・接待基本計画策定	観光・接待基本計画策定 観光・接待準備作成 案内所整備準備作成 案内所整備 リハーサル大会案内所・休憩所等設置 観光・接待準備作成 リハーサル大会案内所	観光・接待基本計画策定 観光・接待準備作成 案内所整備準備作成 案内所整備 リハーサル大会案内所・休憩所等設置 観光・接待準備作成 リハーサル大会案内所	リハーサル大会実行本部設置	大会実行本部設置
					観光・接待準備作成 案内所整備準備作成 案内所整備 リハーサル大会案内所・休憩所等設置 観光・接待準備作成 リハーサル大会案内所	観光・接待準備作成 案内所整備準備作成 案内所整備 リハーサル大会案内所・休憩所等設置 観光・接待準備作成 リハーサル大会案内所	リハーサル大会実行本部設置	大会実行本部設置
競技企画 ①競技企画 ②式典 ③施設				競技企画基本計画策定 競技用具整備準備作成 競技用具整備 競技用具準備作成 競技用具準備作成 リハーサル大会開催基本計画策定 リハーサル大会開催準備作成 公開・プレス開催基本計画策定 公開・プレス開催準備作成 情報連携準備準備作成 情報連携準備準備作成	競技企画基本計画策定 競技用具整備準備作成 競技用具整備 競技用具準備作成 競技用具準備作成 リハーサル大会開催基本計画策定 リハーサル大会開催準備作成 公開・プレス開催基本計画策定 公開・プレス開催準備作成 情報連携準備準備作成 情報連携準備準備作成	リハーサル大会実行本部設置	大会実行本部設置	
				式典基本計画策定 式典実施準備作成	式典基本計画策定 式典実施準備作成	リハーサル大会実行本部設置	大会実行本部設置	
				施設整備基本計画策定 大会会場配置案策定 リハーサル大会会場配置案策定	施設整備基本計画策定 大会会場配置案策定 リハーサル大会会場配置案策定	リハーサル大会実行本部設置	大会実行本部設置	
				宿泊基本計画策定 リハーサル大会宿泊施設準備作成 第一次仮設宿舎シミュレーション 大会非公開施設準備作成	宿泊基本計画策定 リハーサル大会宿泊施設準備作成 第一次仮設宿舎シミュレーション 大会非公開施設準備作成	リハーサル大会実行本部設置	大会実行本部設置	
宿泊・衛生 ④宿泊 ⑤食事・衛生				食事・衛生基本計画策定 食糧調達準備作成 防疫対策準備作成 食品衛生準備作成 環境衛生対策準備作成	食事・衛生基本計画策定 食糧調達準備作成 防疫対策準備作成 食品衛生準備作成 環境衛生対策準備作成	リハーサル大会実行本部設置	大会実行本部設置	
				輸送・交通基本計画策定 輸送・交通準備準備作成 駐車場確保・確保	輸送・交通基本計画策定 輸送・交通準備準備作成 駐車場確保・確保	リハーサル大会実行本部設置	大会実行本部設置	
輸送・交通 ⑥輸送・交通 ⑦消防防災・警備				消防防災・警備基本計画策定 消防防災・警備準備準備作成	消防防災・警備基本計画策定 消防防災・警備準備準備作成	リハーサル大会実行本部設置	大会実行本部設置	
					消防防災・警備準備準備作成	リハーサル大会実行本部設置	大会実行本部設置	

SAGA2024開催

実行委員会報告

大会報告書

SAGA2024基山町輸送交通基本計画（案）

1 目的

SAGA2024に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送交通については、「SAGA2024基山町開催推進計画」に基づき、交通事業者等と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送を行うとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

2 内容

(1) 輸送対策

ア 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

イ 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで計画輸送を行う。

(2) 交通対策

ア 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

イ 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧者車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

ア 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場並びにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

イ 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに

限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。また、一般観覧者については、自家用車での来場自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

（４）環境への配慮

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、公共交通機関等の積極的な利用と自家用車の利用自粛等の啓発に努める。

SAGA2024基山町消防防災・警備基本計画（案）

1 目的

SAGA2024における消防防災・警備については、「SAGA2024基山町開催推進計画」に基づき、競技会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期するため、消防、警察その他関係機関等（以下「関係機関等」という。）と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 内容

(1) 消防防災対策

- ア 競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他の災害の予防並びに災害等の発生時における情報伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する諸対策を講じる。
- イ 大会期間中の火災、その他の災害の防止及び災害の発生時の被害の軽減を図るため、関係機関等と連携し、防火・防災意識の高揚を図る。

(2) 警備対策

- ア 競技会場等における事件、事故等の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。
- イ 大会期間中には、関係機関等と連携を図り、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

基山町地域防災計画を踏まえ、大規模災害及び突発重大事案の発生時における情報収集・伝達、避難誘導、被害の拡大防止、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

(4) 関係機関等との連絡調整

消防防災・警備対策の円滑な推進を図るため、関係機関等と緊密な連携を図るとともに、連絡体制を確立する。

SAGA2024基山町輸送交通業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「SAGA2024基山町輸送交通基本計画」に基づき、SAGA2024（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施方法

SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、佐賀県が設置したSAGA2024実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、団体等の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

(1) 輸送対象者

輸送の対象者は本町で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道関係者、視察員
- オ 一般観覧者
- カ 上記の他、実行委員会が必要と認めた者

(2) 輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

(3) 輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舎その他関SAGA国スポ関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合及び競技の実施に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

- ア 輸送計画の作成
輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を作成する。
- イ 指定集合地の設定
輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関、関係団体等と協議のうえ、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関、関係団体等と協議のうえ、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって本町以外に所在する旅館等を宿舎として利用する必要がある場合は、当該選手・監督及び役員等の輸送を実施する。

カ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、必要な措置を講じる。

キ バス・タクシー乗降所の設置及び係員の配置

競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に、輸送対象者の利便と安全を図るため、乗降所を設置し、必要に応じて係員を配置する。

ク 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議のうえ、選手・監督及び役員等の下車駅等を、宿泊地の最寄りの駅等から1か所以上設定する。

(イ) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、移動距離及び道路交通事情を勘案し、必要に応じて輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関、団体等に対して、臨時バスの運行、バス路線の変更及び停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両については、借上げバス・タクシー等とし、必要台数を確保する。

ウ 予備車の確保

輸送交通業務の期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署等の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場及びその周辺並びに駐車場等に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の通行の安全及び競技会場周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生の要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて競技会場周辺等を巡回し対応する。

オ 指定駐車場の確保及び開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理及び運営

事故防止のため、指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行う。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場を利用する人に対して、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより適切な車両誘導及び駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対して公共交通機関の利用の促進及び自家用車での来場自粛を働きかける。また、町民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車の防止及び自家用車利用の自粛等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策及び大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、道路管理者へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

S A G A 2 0 2 4 基山町消防防災・警備業務実施要項（案）

1 趣旨

この要項は、「S A G A 2 0 2 4 基山町消防防災・警備基本計画」に基づき、S A G A 2 0 2 4（以下「大会」という。）における消防防災・警備業務の実施について、万全を期するため必要な事項を定める。

2 実施期間

消防防災業務及び警備業務の実施期間は、S A G A 2 0 2 4 基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認める期間及び大会の会期中とする。

3 実施体制

(1) 大会開催前

実行委員会は、鳥栖・三養基地区消防事務組合及び関係機関・団体等との連携を図りながら、平常時の業務体制で行う。

(2) 大会開催期間中

ア S A G A 2 0 2 4 基山町実施本部内に消防防災・警備を統括する消防警備部を設置する。

イ 消防警備部は、必要に応じて、競技会場、練習会場、駐車場（以下「大会関連施設」という。）に消防警備班を設置する。

4 消防防災業務

(1) 基本的事項

ア 消防法等関係法令を遵守し、特に大会関連施設及び宿泊施設の消防防災に取り組む。

イ 基山町地域防災計画及び各施設の消防計画に定められた事項を基本とする。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

(ア) 大会関連施設における消防防災体制の確立に関すること。

(イ) 大会関連施設における消防用設備及び水利等の点検整備に関すること。

(ウ) 消防防災に必要な教育訓練の実施に関すること。

(エ) 防火防災意識の高揚と、啓発活動の推進に関すること。

(オ) 大会関連施設での避難訓練に関すること。

(カ) 大会関連施設及び宿泊施設の予防査察に関すること。

(キ) その他必要な消防防災業務に関すること。

イ 大会開催期間中

(ア) 大会関連施設における火災等の予防、警戒及び鎮圧に関すること。

(イ) 大会関連施設の救急救助に関すること。

(ウ) 大会関連施設における避難経路の確保及び火災その他の災害発生時にお

ける避難誘導に関すること。

(エ) その他必要な消防防災業務に関すること。

(3) 広域配宿に係る対策

広域配宿の対策については、関係機関及び宿泊市町と調整し実施する。

(4) 大規模災害に係る対策

大規模災害が発生し、基山町災害対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

5 警備業務

(1) 基本的事項

大会関連施設の雑踏事故及びその他事件・事故の防止に取り組む。

(2) 実施内容

ア 大会開催前

(ア) 大会関連施設における警備体制の確立に関すること。

(イ) 実地踏査の実施に関すること。

(ウ) 通信体制の確立に関すること。

(エ) 警備員等の確保と事前教育及び訓練に関すること。

(オ) 施設・構造物の安全対策の推進に関すること。

(カ) 関係機関・団体等との連絡協力体制の確立に関すること。

(キ) その他必要な警備業務に関すること。

イ 大会開催期間中

(ア) 大会関連施設及び周辺における犯罪の予防に関すること。

(イ) 雑踏事故及びその他の事件・事故の防止に関すること。

(ウ) 大会関連施設及び必要と認める箇所での交通誘導警備に関すること。

(エ) 選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の大会関連施設での誘導及び混雑防止の措置に関すること。

(オ) 大会関連施設における避難通路の確保に関すること。

(カ) 入退場者管理に関すること。

(キ) 不審者、不審物の発見と適切な対応に関すること。

(ク) 大会関連施設への不法侵入予防、施錠確認等の管理に関すること。

(ケ) 犯罪行為等、円滑な運営を妨害しようとする者への対応に関すること。

(コ) 迷子及び遺失物等への対応に関すること。

(サ) その他必要な警備業務に関すること。

(3) 突発重大事案に係る対策

突発重大事案が発生し、基山町危機対策本部が設置された場合は、当該本部と連携し対応する。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における消防防災・警備業務の実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

輸送交通専門委員会のスケジュール

※開催時期や内容は、予定であり準備の進捗により変動することがあります。

年度	内容	備考
令和4年度 (2年前)	第1回専門委員会の開催(令和4年7月25日) (1) 基山町輸送交通基本計画(案) (2) 基山町消防防災・警備基本計画(案) (3) 基山町輸送交通業務実施要項(案) (4) 基山町消防防災・警備業務実施要項(案)	
令和5年度 (1年前)	第2回専門委員会の開催(日程未定) (1) 輸送計画(案) (2) 車両誘導計画(案) (3) 消防防災・警備計画(案)	リハーサル大会 の実施

SAGA 2024 の概要について

1 沿革・歴史

戦後の荒廃と混乱の中で、スポーツを通じて国民に勇気と希望を与えようと、全国規模の体育大会が提案され、昭和 21 年に戦災を逃れた京都を中心とした京阪神地区において国民体育大会の第 1 回が開催された。

令和 6 年に開催予定の佐賀県大会は、第 78 回を迎え、佐賀県での開催は昭和 51 年（第 31 回）以来、2 回目の開催である。

《国民体育大会開催順》

昭和 21 京都等	昭和 22 石川	昭和 23 福岡	昭和 24 東京	昭和 25 愛知	昭和 26 広島	昭和 27 福島等	昭和 28 徳島等
昭和 29 北海道	昭和 30 神奈川	昭和 31 兵庫	昭和 32 静岡	昭和 33 富山	昭和 34 東京	昭和 35 熊本	昭和 36 秋田
昭和 37 岡山	昭和 38 山口	昭和 39 新潟	昭和 40 岐阜	昭和 41 大分	昭和 42 埼玉	昭和 43 福井	昭和 44 長崎
昭和 45 岩手	昭和 46 和歌山	昭和 47 鹿児島	昭和 48 沖縄/千葉	昭和 49 茨城	昭和 50 三重	昭和 51 佐賀	昭和 52 青森
昭和 53 長野	昭和 54 宮崎	昭和 55 栃木	昭和 56 滋賀	昭和 57 島根	昭和 58 群馬	昭和 59 奈良	昭和 60 鳥取
昭和 61 山梨	昭和 62 沖縄	昭和 63 京都	平成元 北海道	平成 2 福岡	平成 3 石川	平成 4 山形	平成 5 徳島等
平成 6 愛知	平成 7 福島	平成 8 広島	平成 9 大阪	平成 10 神奈川	平成 11 熊本	平成 12 富山	平成 13 宮城
平成 14 高知	平成 15 静岡	平成 16 埼玉	平成 17 岡山	平成 18 兵庫	平成 19 秋田	平成 20 大分	平成 21 新潟
平成 22 千葉	平成 23 山口	平成 24 岐阜	平成 25 東京	平成 26 長崎	平成 27 和歌山	平成 28 岩手	平成 29 愛媛
平成 30 福井	令和元 茨城	令和 2 一	令和 3 三重	令和 4 栃木	令和 5 鹿児島	令和 6 佐賀	令和 7 滋賀
令和 8 青森	令和 9 宮崎	令和 10 長野	令和 11 群馬	令和 12 島根	令和 13 奈良	令和 14 山梨	令和 15 鳥取

2 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

3 主催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日スポ協」という。）、文部科学省及び開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日スポ協加盟競技団体及び会場地市町を含めたものとする。

4 名称等の変更

平成 30 年 6 月 13 日に「スポーツ基本法の一部を改正する法律」が国会で成立し、令和 6 年の佐賀大会は、国民体育大会の名称が「国民スポーツ大会」に変わる最初の本大会(*)となる。

また、「スポーツ基本法」の改正に伴い、大会の略称も「国体（こくたい）」から「国スポ（こくすぽ）」に変更になる。

*：本大会は秋季に行われる国民スポーツ大会のこと

【変更内容】

	旧	新
大会名称	国民体育大会	国民スポーツ大会
英語表記	NATIONAL SPORTS FESTIVAL	JAPAN GAMES
略 称	国体（こくたい）	国スポ（こくすぽ）

- 法律成立日：平成 30 年 6 月 13 日
- 施 行 日：令和 5 年 1 月 1 日
- 変 更 理 由：

世界中のあらゆる人々がスポーツのために我が国に集う 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を好機と捉え、「スポーツ」の価値を世界の人々と分かち合い、「スポーツ」を通じた社会改革に向け世界各国と協調していくため、世界的に広く用いられている「スポーツ」の語を基本的に用いるべく、「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」と改める等の改正を行う。

5 開催時期、期間

- 本大会開催時期：令和 6 年 10 月 5 日～10 月 15 日
※卓球競技：令和 6 年 10 月 5 日～令和 6 年 10 月 9 日
- 本大会開催期間：11 日間

6 愛称・メッセージ

○ 愛称・メッセージは

「国民体育大会」が「国民スポーツ大会」と変わる初めての本大会となる佐賀大会の愛称・メッセージを決定されています。

愛称	SAGA2024 (サガ ニーマル ニーヨン)
メインメッセージ	新しい大会へ。すべての人に、スポーツの力を。

7 実施予定競技

<正式競技> 37 競技 (毎年実施 36 競技、隔年実施 1 競技)

○ 毎年実施競技 (36 競技)

陸上競技	水泳	サッカー
テニス	ボート	ホッケー
バレーボール	体操	バスケットボール
レスリング	セーリング	ウエイトリフティング
ハンドボール	自転車	ソフトテニス
卓球	軟式野球	相撲
馬術	フェンシング	柔道
ソフトボール	バドミントン	弓道
ライフル射撃	剣道	ラグビーフットボール
スポーツクライミング	カヌー	アーチェリー
空手道	銃剣道	なぎなた
ボウリング	ゴルフ	トライアスロン

○ 隔年実施競技 (1 競技)

ボクシング、クレ射撃のうち佐賀大会ではクレ射撃を実施。

<特別競技> 1 競技

高等学校野球 (硬式及び軟式)

<公開競技> 7 競技

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック **※基山町では、パワーリフティングを実施。**

<デモンストレーションスポーツ>

生涯スポーツの振興を主な目的とし、正式競技・特別競技・公開競技以外のもの
で、原則として県内居住者を対象に実施することができる競技。

(例) 合気道、スポーツウェルネス吹矢、ソフトバレーボール、パークゴルフ、室内ペタ
ンク等 **※基山町では、草スキーを実施。**

8 文化プログラム

スポーツ芸術及び開催県の郷土文化の普及啓発を目的に実施する。

(例) 舞台(音楽、舞踏、演劇等)、展示(美術、映像等)

9 選手・監督数

第74回茨城国体実績 延べ 88,640 人
内卓球競技：1,935 人

10 大会関係者数

第74回茨城国体実績 延べ 107,966 人
内卓球競技：3,245 人

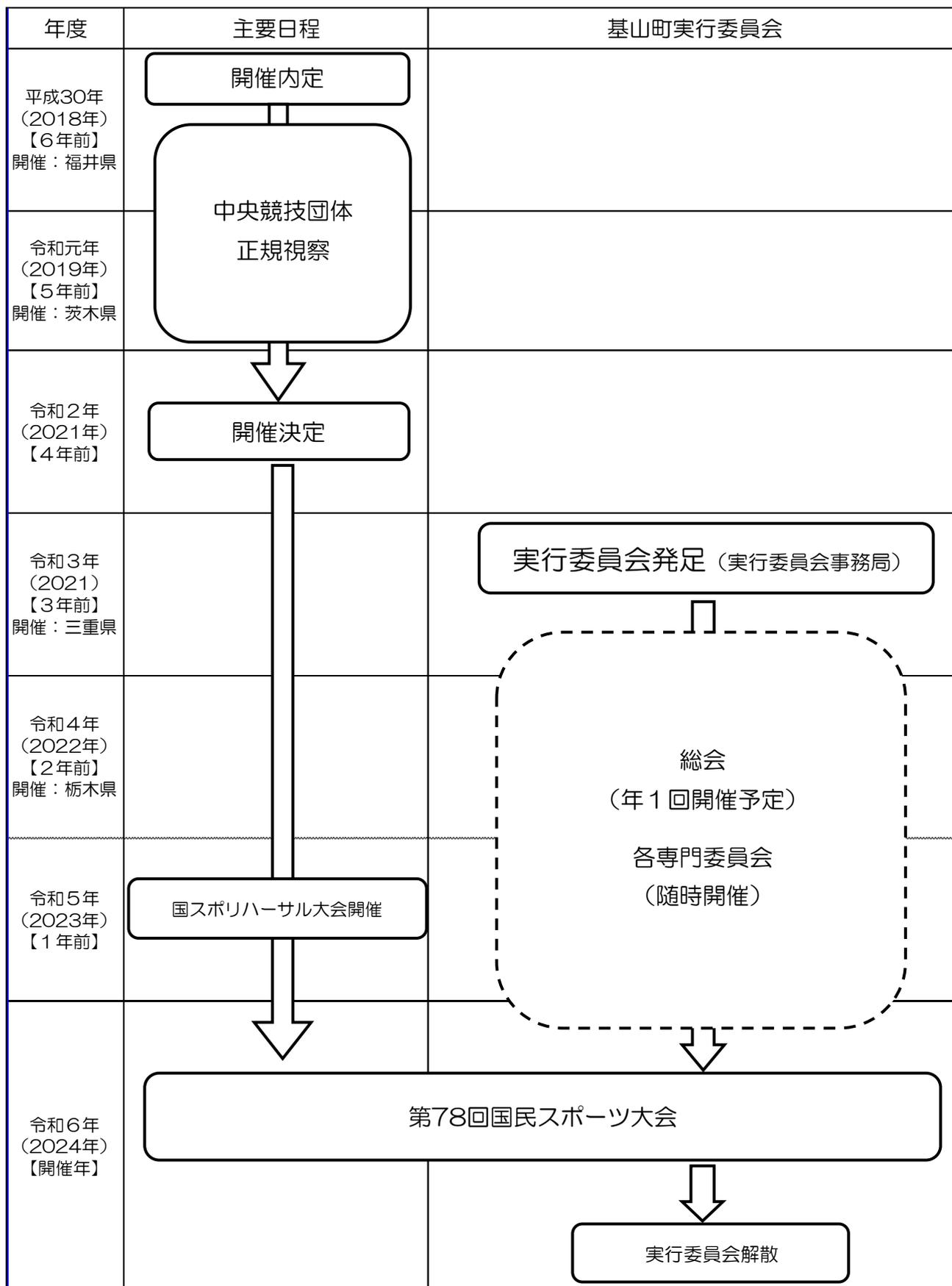
11 観覧者数

第74回茨城国体実績 延べ 535,122 人
内卓球競技：12,834 人

12 SAGA2024基山町開催競技について

正式競技

競 技	種 別	会 場 予 定 施 設
卓球	少年男子	基山町総合体育館
	少年女子	
	成年男子	
	成年女子	



S A G A 2 0 2 4 基山町開催基本方針

1 基本方針

町民が、スポーツの力で、人生を楽しくより豊かなものとし、だれもが健康でスポーツを楽しめる町を目指すために、第 78 回国民スポーツ大会に向けた取り組みを計画的かつ効率的に展開します。また、本町の恵まれた自然や文化などの地域資源を最大限に活用し、効率化を図りながら、町民参加と協働により、本町の多彩な魅力を全国に発信するとともに、「アイが大きい基山町～住む人にも訪れる人にも満足度 No. 1 のまち基山～」の実現を目指します。

2 実施目標

(1) 基山の魅力を全国に発信する大会

S A G A 2 0 2 4 開催を本町の魅力を発信する絶好の機会ととらえ、個性あふれる歴史、文化、自然など本町の多彩な魅力を全国に発信します。

(2) 基山の特色を活かし、創意工夫を凝らした大会

開催準備や大会運営は、様々な視点から基山町独自の創意工夫を凝らし、町民参加と連携が深められるよう努めます。併せて、大会の拠点となる体育施設及び町民会館の充実や機能強化を図り、S A G A 2 0 2 4 開催後の地域活性化につながる取り組みを実施します。

(3) 心のこもったおもてなしで創る大会

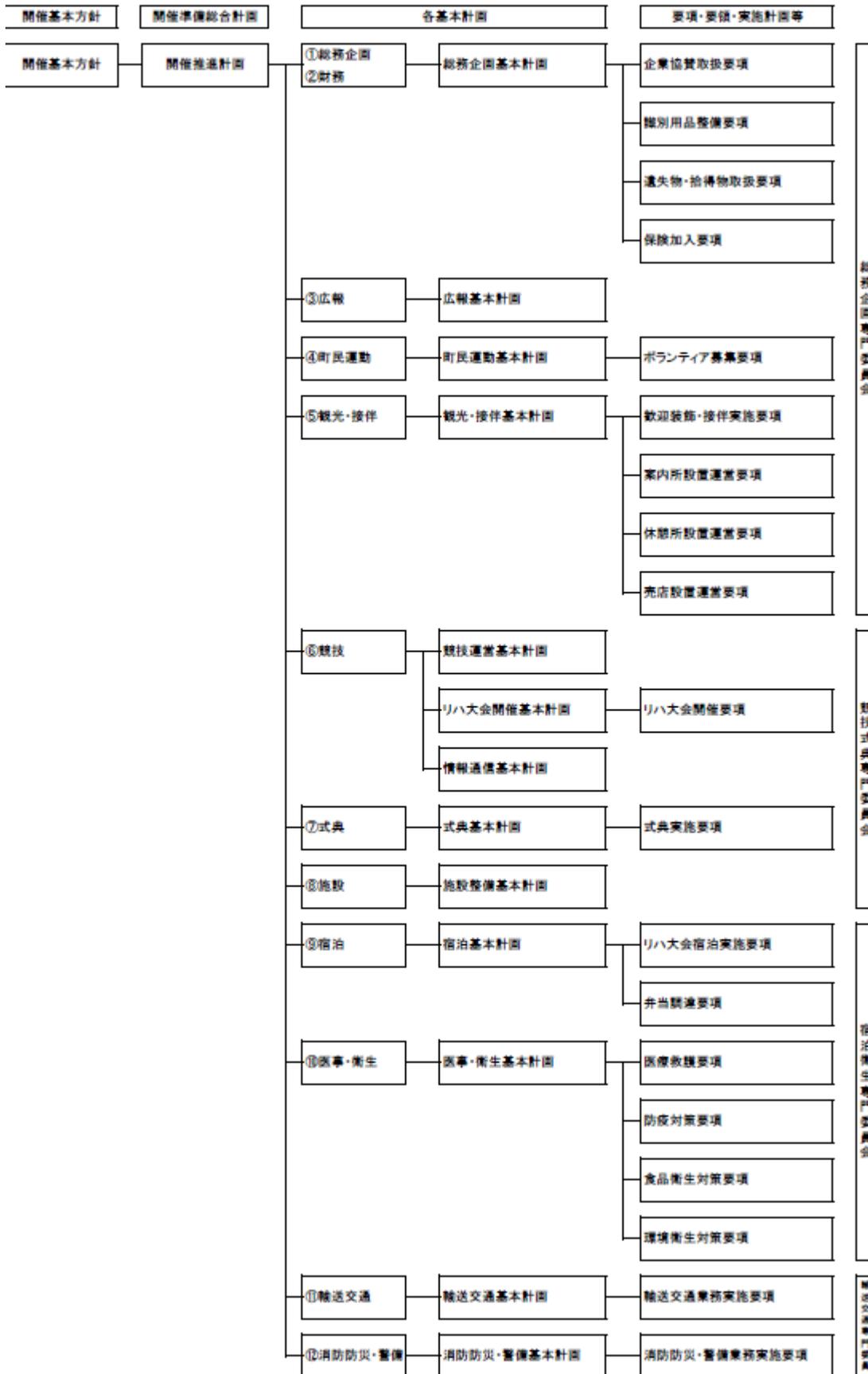
来訪者を温かくお迎えし、交流の輪を広げるとともに、記念イベントや観光、歴史、文化的事業の推進を図りながら地域の絆を深め、心のこもったおもてなしに努めます。

(4) 生涯スポーツの推進とスポーツの力を発揮できる大会

選手各々が実力を十分に発揮できる大会運営に努めます。また、S A G A 2 0 2 4 開催により、町民のスポーツに対する意欲や関心を高め、スポーツを「する・親しむ・見る・出場する・応援する・支える」機会充実が図られる大会に努めます。

策定予定各種計画の体系図

資料3



SAGA2024基山町実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、SAGA2024において、基山町で開催される競技会（以下「競技会」という。）に関し、必要な準備及び運営を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱及び任命する。

- (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 基山町を代表する者
- (3) 基山町議会を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 監事 2名

(役員を選任及び職務)

第6条 会長は、基山町長をもって充てる。

2 副会長は佐賀県議会議員、基山町議会議員、基山町体育協会会長、基山町商工会会長、基山町副町長、基山町教育委員会教育長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、佐賀県農業協同組合基山支所長及び基山町会計管理者をもって充て、本会の会計を監査する。

(任期等)

第7条 委員の任期は、委嘱及び任命されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第9条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第10条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会の、専門委員長は、専門委員の中から選任し、総会から委任された事項について調査、審議し、その結果を総会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は会長が別に定める。

4 専門委員の任期等については、第7条の規定を準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第13条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第14条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、基山町に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和3年12月21日から施行する。

SAGA2024基山町実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、SAGA2024基山町実行委員会会則（以下「会則」という。）第10条第3項の規定に基づき、SAGA2024基山町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(区分及び所掌事務)

第2条 専門委員会の区分及び所掌事務は、別表のとおりとする。

(組織)

第3条 専門委員会は、SAGA2024基山町実行委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱した委員をもって構成する。

(役員)

第4条 各専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、議長は、委員長又は委員長が指名したものがこれに当たる。

2 専門委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。

ただし、出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。

3 専門委員会の会議の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会の会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年12月21日から施行する。
- 2 専門委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず会長が招集する。

別表（第2条関係）

区 分	所 掌 事 務
<p>総務企画 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画に関すること 2 広報及び町民運動に関すること 3 観光、接伴及び歓迎装飾に関すること 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること
<p>競技式典 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技及び式典計画に関すること 2 競技会の運営に関すること 3 競技施設及び関連施設の整備に関すること 4 開始式及び表彰式に関すること 5 通信に関すること 6 大会旗及び炬火イベントに関すること 7 その他競技式典に関すること
<p>宿泊衛生 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊及び配宿計画に関すること 2 環境衛生及び食品衛生に関すること 3 防疫対策及び医療救護に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること
<p>輸送交通 専門委員会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送計画に関すること 2 交通及び駐車場に関すること 3 警備及び消防防災対策に関すること 4 その他輸送交通に関すること

SAGA2024基山町実行委員会専門委員会への委任事項

SAGA2024基山町実行委員会会則第10条第2項に基づく総会から専門委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総務企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営並びに式典に関すること。
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び町民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。